

電機連合の政策・制度実現の取り組みを組合員の皆様によりわかりやすくお届けします。

電機連合 総合産業・社会政策部門

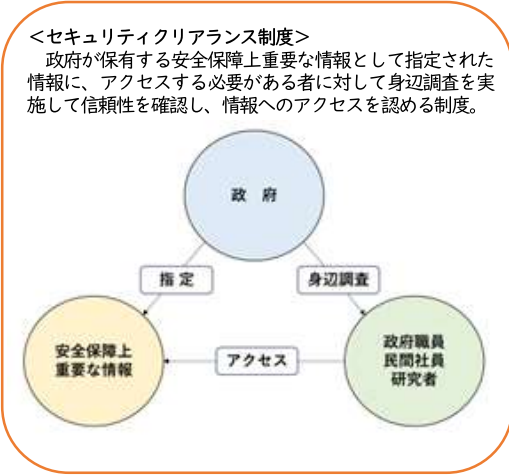
4/9、セキュリティクリアランスの導入法案が衆院通過 浅野議員と連携し、職場課題を法案審議へ反映できました

4/9、経済安全保障上の秘密情報を扱うための資格（セキュリティクリアランス SC）制度を導入する法案が、衆院本会議で与野党の賛成多数で可決されました。参院へ送付され、今国会で成立する見通しです。

電機連合では、先端技術分野での海外政府機関・企業との連携、サイバー攻撃などによる重要技術の国外漏えい、優秀な技術者の国外流出などを防ぐため、**SC制度の導入は必要**だと考えます。ただし導入・運用にあたっては、**企業労使に相応の負担を強いることから、現場で懸念される課題の把握・改善に向けた検討が欠かせません。**

そこで、この間、特定秘密保護法が適用されている防衛・宇宙分野の職場へのヒアリングを行い、浅野さとし組織内議員と連携し、法案審議への意見反映の取り組みを進めてきました。

<導入の背景>
デュアルユース（軍民両用）分野が増えて軍事と非軍事の境目が曖昧になる中、**経済安全保障分野でも情報保全の強化を図る必要性**が高まっています。日本にも、特定秘密保護法（2014年施行）がありますが、政府が指定できる情報範囲は「防衛」「外交」「スパイ行為等の防止」「テロリズムの防止」の4分野で、**経済安全保障分野は含まれていません**でした。



～ 浅野さとし議員の国会質疑ダイジェスト ～

情報指定

民間事業者が保有する情報も指定されるのか (3/19本会議)
→事業者が元々保有する情報には及ばないと答弁を得られました

<p>浅野の発言要約</p>  <p>「事業者が国に報告した情報が重要経済安保情報に指定されることはあるのか。指定された場合、政府は事業者に対して何かしらの情報保全行為を求めることはあるのか。」</p>	<p>政府の答弁要約</p>  <p>「一般的に政府が各事業者から提供された情報を集約したり分析する等して作成した情報を重要経済安保情報として指定することは考えられるが、その効果は当該事業者が元々保有している情報には及ばない。」</p>
--	---

身辺調査

適性評価の結果が人事評価に及ぶことを懸念 (3/19本会議)
→目的外利用を禁じているとの答弁だが、体制面の整備が必要

<p>浅野の発言要約</p>  <p>「公的な適性評価と会社の人事評価を切り分けるために、社内体制整備が必要ではないか。」</p>	<p>政府の答弁要約</p>  <p>「通知された適性評価結果をどの部署で管理するかは事業者により異なるが、事業者において重要経済安保情報の保護以外の目的（一般的な人事評価）に利用することを禁止している。」</p>
---	--

情報指定

情報保全のための施設設備の拡張・強化の必要も予想されるが、中小企業に対する支援は (3/27内閣委員会)
→中小企業に限らず検討していくとの答弁を得られました

<p>浅野の発言要約</p>  <p>「中小企業に対する支援は、どのような条件を満たした事業者に対して行われるのか。」</p>	<p>政府の答弁要約</p>  <p>「施設設備の設置、従業員への教育等、事業者の規模を問わず、少なからぬ負担になるという指摘がある。中小企業や小規模事業者といった限定をつけるかどうかを含めてしっかりと検討していく。」</p>
---	--

身辺調査

結果通知に要する標準期間を設けては (3/27内閣委員会)
→一律に期間を定めることは困難との答弁

<p>浅野の発言要約</p>  <p>「適正評価に要する標準処理期間を設け、予見可能性がある中で適性評価を行うべきではないか。」</p>	<p>政府の答弁要約</p>  <p>「適性評価及び調査は評価対象者の個々の事情に応じて方法や要する時間も異なり、一律に期間を定めることは困難である。他方で、調査機能の一元化により効率化を図り、期間の短縮化に努めていく。」</p>
--	--

詳細は、YOU・I ネット（会員サイト）に掲載しています → [詳細はこちら](#)
YOU・Iへのアクセスができない方は、所属の組合へお問い合わせください。



法案の附帯決議には、中小支援のあり方／人事評価の不利益取り扱い防止のガイドラインの作成／結果の速やかな通知と苦情申出への適切な対応など、**私たちの懸念・課題を検討することが盛り込まれました！**